

別紙 1

令和 8 年度県産いちご「うた乃」広報物制作・プロモーション業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度県産いちご「うた乃」広報物制作・プロモーション業務委託

2 委託業務の目的

いちご品種「うた乃」は、令和 6 年に本格デビューした県育成の品種である。優れた外観と食味を強みに、高品質・高価格帯のブランドとして首都圏市場での展開を進めている。しかし、特に首都圏での消費者や流通関係者への認知度は低く、高価格帯での安定販売にむけた知名度の向上が急務となっている。

そこで本事業では、広報物・販促物の制作、首都圏でのプロモーションの展開を実施し、首都圏の消費者をターゲットに「うた乃」の認知度向上とブランド確立を図ることを目的とする。

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1 部

2) 4 (1) から (3) までで作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（DVD-R 等）に収めること。版下データは、PDF 形式またはイラストレータ形式によること。動画については、ウェブページや Youtube、Instagram 等の動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式で電磁的記録媒体（DVD-R 等）に記録して納品すること。）

※USB での納品は不可とする。

(3) 成果品の提出期限 令和 9 年 3 月 12 日（金）

(4) 納品場所 三重県農林水産部農産園芸課

4 委託業務の内容

(1) 広報物・販促物等のデザイン制作

- ・統一したコンセプトのもとデザインすること。
- ・数年にわたって使用することを想定した内容とすること。
- ・「うた乃」の写真については、県が所有する素材の使用も可とする。
- ・写真素材が不足する場合は、受託者が調達すること。著作権・肖像権等の利用を含め関係機関への許可申請等が必要な場合は受託者が行うこと。なお、撮影に伴うすべての経費は委託料に含めること。
- ・校正及び修正を 3 回程度実施すること。なお、レイアウトやデザイン、原稿の決定までに行うイメージ案の作成や打ち合わせ、確認作業は校正の回数に含まない。
- ・制作するデザインの種類の想定は次のとおりとする

- ① リーフレット用 (サイズは提案による)
- ② ポスター用 (A 2 サイズ)

- ③ 販促物用 (ステッカー等を想定。サイズは提案による)
- ④ 販促用動画
- ⑤ イベントブース装飾用 (のぼり、のれん、エプロン、テーブルクロス)

(2) 広報物・販促物等の制作

・納品期日：①～④：令和9年1月14日

⑤：令和9年2月25日

・①～④は、(3)のプロモーションイベントの際の使用を想定すること。

・制作する広報物・販促物の種類は次のとおりとする。

① リーフレット 1,000 部

・イベント等での配布、商品への同梱、販売店舗での設置を想定すること。

・一部(400部)を三重テラスへ納品すること。

② ポスター 100 部。一部(50部)を三重テラスへ納品すること。

③ 販促物

・ステッカー 5,000 部。(イベント使用分を含むこと)。

④ 販促用動画 1 本

・商業施設等でのプロモーションや、ウェブページや Youtube、Instagram 等の動画共有サービスでの配信を想定すること。

・1本あたり15～30秒程度のショート動画とすること。

⑤ イベントブース装飾品 一式

・のぼり4組、のれん3枚、エプロン5着、テーブルクロス3枚を含むこと。

・耐久性・携帯性を考慮し、繰り返し使用に耐えられる素材・仕様とすること。

・のぼり、のれん、テーブルクロスは防炎加工とすること。

(3) プロモーションイベントの実施

・試食等で使用する「うた乃」の果実は、県と協議の上、受託者が調達すること。

・実施にあたっては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、保冷・衛生管理等は受託者の責任において行うこと。

・必要に応じて事前に管轄保健所への申請・届出を行い、許可基準を遵守すること。

・来場者に対し、アンケートを実施すること

① 三重テラスでのイベントの実施

・三重テラス所在地：東京都中央区日本橋室町2-4-1 YUITO ANNEX 2階コミュニティスペース(約187.69㎡)

・「うた乃」を使ったワークショップを令和9年1月中下旬に1回実施すること。

・イベントの開催前後にプレスリリースを実施し「うた乃」の認知度向上を図ること。

・なお、会場予約は県が行い、会場使用料は発生しないことに留意すること。

② 試食プロモーションの実施

- ・全3回実施すること（令和9年1月中旬～3月）
- ・首都圏のスーパー・百貨店・量販店等において試食プロモーションを実施すること。うち1回は三重テラス内1階のショップで実施することとし、（3）①の三重テラスでのイベントと同日開催でも差し支えない。
- ・実施に必要なスタッフは受託者が手配すること
- ・実施店舗との交渉・調整は受託者が行い、実施店舗・日程を事前に県へ報告すること

③ 多様なプロモーション

- ・首都圏消費者に対して、商業施設や SNS など多様な媒体を活用し、「うた乃」の認知度向上が図れるようなプロモーションを実施すること。

5 業務実施上の条件

（1）企画・デザイン等の調整

実施内容プロモーションツールのデザインについては、企画段階において、調整をお願いすることがあります。

（2）追加提案

全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。

（3）疑義が生じた場合の協議

この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。

（4）成果品の所有権及び著作権

本契約に基づく成果品（印刷物、版下、各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

（5）見積内容

見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

（6）再委託

原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

（1）契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。

（2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設

工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（3）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

（4）契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については委託業務が完了し、三重県の検査合格後に支払うこととする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

（2）三重県は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関

係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部 農産園芸課 園芸振興班
担当：松井、竹内
電話：059-224-2808 FAX：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp